

# 「水防災意識社会」の再構築における 情報提供

## 情報提供の項目

1. 平成29年台風18号の出水概要(ニュースレター)
2. 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
3. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成への支援
4. 肱川 水防災・減災ハンドブックの作成
5. 四国水ビジョンの紹介

# 1. 平成29年台風18号の出水概要

○平成29年9月に発生した台風18号の出水概要とその対応は、別添ニュースレターを参照。  
○このニュースレターでは、本協議会の実施状況も掲載し、一般市民へも配布する予定。

## 平成29年9月台風18号による肱川の出水への対応等

(ニュースレター NO. 56) 2018. 1. 15発行  
四国地方整備局 大洲河川国道事務所・山鳥坂ダム工事事務所・野村ダム管理所

肱川流域は平成29年9月17日に、台風18号に伴う豪雨により大きな出水に見舞われ、肱川橋上流域平均総雨量で157mm(時間最大雨量27mm)を記録し、大洲第二水位観測所(肱川橋地点)では避難判断水位4.80mを超え、**最高水位は5.24m**に達しました。  
今回の出水では、肱川上流域の**鹿野川ダムと野村ダム**で通常の操作よりも多くの洪水貯留(特別防災操作)を行い河川水を最大限貯留することにより下流への流量を低減させ、**肱川橋地点で約90cmの水位を低下**させ氾濫危険水位(5.80m)より低く抑えました。  
2ダムの効果により、肱川沿川における**堤防の低い箇所からの越水を防ぎ、各地区の浸水被害軽減に大きく寄与したと推定**されます。  
また、肱川本川及び矢落川の**5箇所**に排水ポンプ車6台、夜間の監視体制を強化するため**照明車2台**を配備し、**全体で約100,000㎡の排水**を行うことで浸水被害を抑制しました。

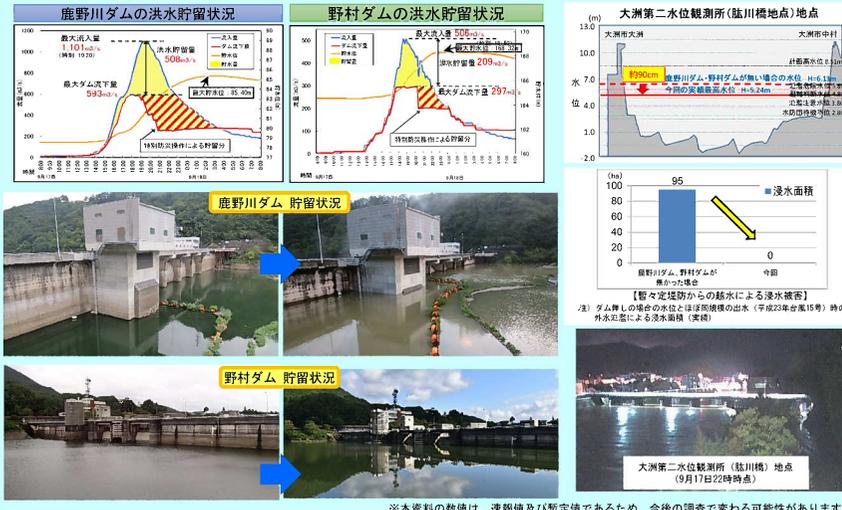
## ダム整備が効果を発揮(愛媛県 鹿野川ダム・野村ダム 肱川)【国管理】

### 肱川上流域における降雨状況

- 台風18号の豪雨により、9月17日に鹿野川ダム上流域で140.0mm(時間最大雨量27.0mm)、野村ダム上流域で166.6mm(時間最大雨量38.1mm)の降雨を記録しました。

### ダムによる特別防災操作及び効果

- 肱川上流域の鹿野川ダム及び野村ダムでは、通常の操作よりもダム流量を低減させる**特別防災操作\***を実施。鹿野川ダムは下流への流量を約5割、野村ダムは約4割低減し、下流の浸水被害を軽減しました。(ダム整備なし: 6.13m、ダム整備あり5.24m→約0.9mの水位低減)  
※下流の浸水被害を軽減するため、ダム下流の河川水位状況に応じて、今後の降雨量を勘案しながらダムの残貯水容量を有効に活用し、ダム流量を規定より減じる操作。
- 両ダムの効果として、**基準地点(大洲第二水位観測所(肱川橋)地点)の水位を約90cm低減し、氾濫危険水位を回避することができました。**



※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

## 被害軽減対策について

台風18号出水に伴う河川の水位上昇について、照明車を配備し夜間の監視体制を強化するとともに、肱川本川では春賀地区、阿蔵地区、支川矢落川では東大洲地区、新谷地区の内水氾濫等による浸水被害を軽減するため、排水ポンプ車、樋門の操作を確実に行いました。



※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

## 肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会

- 肱川では「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成28年に設立後、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指すことを目標とした「**肱川の減災に係る取組方針**」をとりまとめ、地域の特性を踏まえた減災への取組を進めてきました。



- このような中、平成28年8月には台風10号等の一連の台風によって、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生したことから、この災害を受け、「水防意識社会」の再構築を中小河川も含めた全国の河川に更に加速させるため、平成29年5月19日に**水防法等の一部改正**が行われるとともに、緊急的に実施すべき事項について実行性をもって着実に推進するため、国土交通省として、**概ね5年で(平成33年度までに)取り組む「緊急行動計画」**が平成29年6月20日にとりまとめられました。
- これらの情勢を踏まえ、平成29年12月26日に開催した本協議会において、これまでの取組方針に対し緊急行動計画を反映した**新たな「肱川の減災に係る取組方針」**をとりまとめました。
- この新たな「取組方針」の追加内容は、主として、『要配慮者利用施設における避難体制構築への支援』『防災教育の促進』『水害危険性の周知促進』などとなります。
- 今後、本協議会においては、この「取組方針」に基づき、関係機関と連携し「水防意識社会」の一刻も早い再構築を進めていきますので、住民の皆様も訓練等を実施の際にはご参加いただきますようお願いいたします。

詳しくはこちらを! ~水防意識社会再構築ビジョンWebページの紹介~

国土交通省水管理・国土保全局HP <http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>  
大洲河川国道事務所HP <http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawa/ishiki.html>

発行者 国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 〒795-8512 大洲市中村210 Ⅸ0893-24-5188  
山鳥坂ダム工事事務所 〒797-1505 大洲市肱川町字村6-4 Ⅸ0893-34-3000  
野村ダム管理所 〒797-1212 西予市野村町野村8-153-1 Ⅸ0894-72-1211

## 2. 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

### 背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

### 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

#### (1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

#### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

##### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了  
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

##### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

##### ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施  
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

#### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

#### (3) 的確な水防活動のための取組

##### ① 水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

##### ② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

#### (4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

#### (5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流水による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

# 2. 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

## 水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		



協議会の開催状況

### <協議会での取組事項>

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整等

## 水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

## 水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」をとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）			

## 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手順書の充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催	平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。	・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有		

## 防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援	国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	引き続き、防災教育の実施を支援		

### 3. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成への支援

- 水防法等の一部改正により、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化（現行は努力義務）し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現する事としている。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	<b>義務</b>	<b>義務</b>



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

- ✓ 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。
- ✓ 平成33年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。
- ✓ 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。
- ✓ 施設管理者等において適切に避難確保計画が作成されるよう、各県及び関係市町村に対し、災害情報普及支援室による技術的助言等の支援

#### 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成29年6月までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実</li> <li>・市町村等向け点検用マニュアル作成</li> <li>・要配慮者利用施設向け説明会の開催</li> </ul> <p>平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場でも共有。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施</li> <li>・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有</li> </ul>

# 3. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成への支援

- 要配慮者利用施設管理者が避難計画作成する為の解説を充実した「手引き別冊」の策定し周知。(H29. 6. 19)
- 適切な避難行動ができるよう、関係者が連携・議論を重ね、留意すべき点や工夫した点等を踏まえ、施設の特徴等を考慮した実効性のある避難確保計画等の作成に資するよう、とりまとめた事例集を作成し周知。(H29. 8. 29)

## 避難確保計画作成の手引き 及び手引き別冊

(別添1)

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る  
避難確保計画作成の手引き

(洪水・内水・高潮編)

---

(別添3)

平成29年6月

国土交通省水管理・国土保  
河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法(昭和24年法律第193号)に基  
高潮時(以下「洪水時等」という。)における避難確保計  
事項等を示したものである。

市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、  
の実態に即した計画を作成することが望ましい。

なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としてい  
に関する法則に基づき作成する。津波を対象とした避難  
とが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念  
であるが、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害  
計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等」の  
加することで良い。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する  
ハザードマップ、災害ハザードマップ(以下「洪水ハザ  
情報の伝達方法や避難場所、避難経路等を確認すると  
避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。



要配慮者利用施設における  
避難確保計画作成の手引き別冊  
(作成支援編・様式編)

## 避難に関する計画作成 の手引き

平成29年8月 初版

要配慮者利用施設における  
避難に関する計画作成の事例集  
(水害・土砂災害)



いざ!という時に  
備えるために

写真：平成28年台風10号要配慮者利用施設被災状況  
習学成果委員会(撮影：国土院)



避難内の様子



避難経路の様子



避難施設の様子

内閣府(防災担当)  
消 防 庁  
厚 生 労 働 省  
国 土 交 通 省  
気 象 庁

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jicuisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



メニュー 自衛水防(企業防災) 地下空間の 要配慮者利用施設の 工場・事務所等の 災害情報普及 支援第一頁

トップ 浸水対策

### 自衛水防(企業防災)について 要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利  
用施設では、洪水時等における内涝かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確  
保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利  
用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。



全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(H29.3末)

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 36,751
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 3,087
- 都道府県別の作成状況(PDF:32KB)
- 市町村別の作成状況(PDF:129KB)

お役立ち情報

水防法・土砂災害防止法の改正について [【避難確保計画作成の手引き\(土砂災害防止法\)はこちら】](#)

- 都道府県・市町村の担当者向け(PDF:413KB)
- 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け(PDF:417KB)

避難確保計画作成の手引き(水防法)

- 要配慮者利用施設(PDF:534KB、DOC:1.41MB)、医療施設等(PDF:573KB、DOC:1.41MB)
- 計画作成の手引き別冊(PDF:2,05MB)、計画作成のひな形(DOC:497KB、XLS:268KB)
- 既存の計画への追記による避難確保計画の作成(PPTX:102KB)
- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル(PDF:359KB)
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)(PDF:11.21MB)

避難確保計画作成の手引き(津波防災地域づくりに関する法律)

- 要配慮者利用施設(PDF:351KB、DOC:224KB)
- 医療施設等(PDF:359KB、DOC:231KB)

洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト

- ハザードマップポータルサイト
- 浸水ナビ

雨量・河川水位などの観測情報がリアルタイムに把握できるサイト

- 川の防災情報

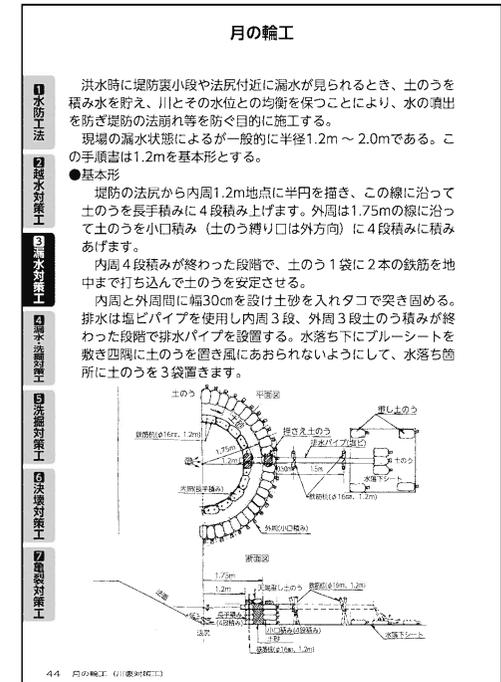
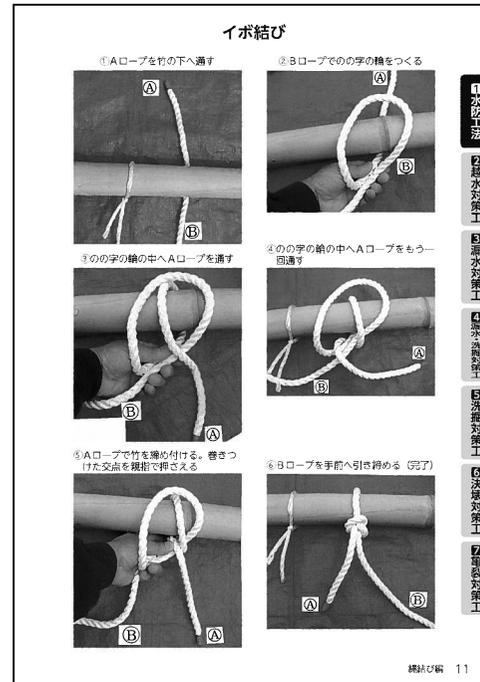
# 4. 肱川 水防災・減災ハンドブックの作成

- 「効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料の作成・配布」、「水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施」に関する取組として、水防災・減災に関する基礎知識や水防工法等を示した「水防災・減災ハンドブック」を作成。
- 各構成機関及び水防団の指導的役割を担っている担当者に配布し、水防災・減災に関する知識向上や水防活動の円滑化を図る。



## 【掲載内容】

- 水防災・減災に関する基礎知識
- ロープワーク ■ 水防工法



冊子のイメージ案

## 全国の取組状況(H29.8)のご紹介

### 【北海道開発局(旭川市)】

石狩川上流の減災に関する取組の実施状況(石狩川上流)  
～小中学生を中心とした  
石狩川の洪水の特徴を踏まえた防災教育の実施～

石狩川上流減災対策委員会において策定した、減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づき、防災学習(出前講座)として、旭川市近文小学校4年～6年生が防災について学ぶことを目的に、「降雨体験機」による災害時の雨の体験、ハンディキャップを負った人の避難を想定した「避難シミュレーション」などを行いました。



避難シミュレーション及び降雨体験の状況

### 【近畿地整(姫路市)】

小学生約100名が浸水体験!(揖保川)  
～水中歩行・水没ドア開閉を体験し、早期避難等の重要性を学ぶ～

揖保川減災対策協議会での議論をうけ、姫路市では揖保川沿川の小学生を対象に「水防」や「防災」についての体験型授業を平成29年度から実施しています。姫路河川国道事務所でも、子供の間に浸水した状況を経験し、早期避難等につなげることを目的に水中歩行・水没ドア開閉を体験できる装置を用いて、小学生に浸水した道路の避難を疑似体験してもらおうと共に、近年の水害や早期避難の重要性等を説明しました。



水中歩行、水没ドア開閉体験の様子

※取組内容の詳細については、下記本省webまたは各協議会webサイトでご確認ください。

■水災害意識社会再構築ビジョン本省web ; <http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

## 四国の取組状況(H29.8)のご紹介

### 【砥部町】

砥部町で災害図上訓練、防災用品点検、炊き出し体験等を行いました。(重信川)

①砥部町の八瀬自主防災組織が防災訓練を開催し、43名の方が参加しました。日頃家庭にある乾物や缶詰を使った非常食の試食、消火栓・消火ホース・防災用品の点検及びミーティングを行いました。

②砥部町社会福祉協議会主催の「砥部町こども防災キャンプ」が開催され、21人の小学生が参加しました。避難所運営ゲーム(HUG)、火付け体験を含む炊き出し、クロスロードゲーム、段ボール仕切り作り、防災食の体験、実際に高齢者を車いすに乗せての避難訓練などを行いました。



①非常食の試食



②避難所運営ゲーム(HUG)

### 【香美市】

物部川 水防災意識社会 再構築ビジョンの取組状況(物部川)  
～想定しうる最大規模の降雨も含めた浸水想定区域等の住民への周知～

想定しうる最大規模の降雨に伴う物部川の浸水想定区域等の概要について、地元説明会を香美市下ノ村地区ほか3地区62名に対して実施しました。参加者からは「最大規模とはどのような想定か」といった意見がありました。



説明会実施状況

## 全国を取組状況(H29.9)のご紹介

### 【北海道開発局(釧路管内)】

#### 釧路川の防災教育推進に向けて「小・中学校教諭と意見交換」

新しい「河川環境・防災教育」を教科学習に導入できるよう、釧路管内の小・中学校の先生を対象に「川の防災教育を授業で実施するためには？」を考える意見交換を実施しました。

学習指導要領に基づく授業の全面実施に向けて、先生方は「何をどこから教えたらいのか？」等不安になっています。

今回、釧路管内の教育活動をサポートする釧路教育研究所と連携し、管内の小・中学校教諭を対象に川の防災教育の推進に向けた意見交換を実施しました。



#### 【意見交換のテーマ】

川の防災教育を授業で実施するためには

#### 【意見交換の内容】

- ・新学習指導要領と河川に係る防災教育の関係
- ・授業を行う際に必要となる資料
- ・釧路川版の指導計画や学習素材に向けて等

### 【関東地整】

#### みんなでタイムラインプロジェクト(鬼怒川・小貝川下流)

市町、県、国で構成する鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会では、逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のため、「みんなでタイムラインプロジェクト」を始動し、「自分の逃げ方」を手に入れることを目的として、市役所のサポートの下で住民一人ひとりがそれぞれの環境に合ったマイ・タイムラインを自ら検討する「マイ・タイムライン検討会」を設置しています。



↑ 「お天気キャスターとつろう！マイ・タイムライン」講座の様子

→ 映像提供：鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会



※取組内容の詳細については、下記本省webまたは各協議会webサイトでご確認ください。

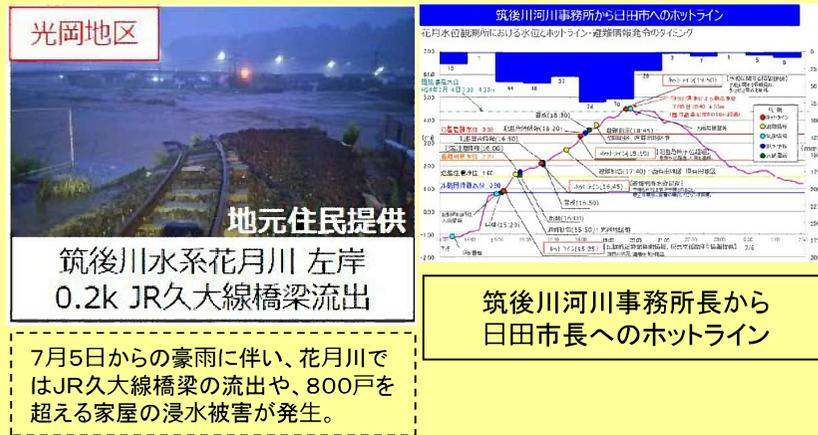
■水災害意識社会再構築ビジョン本省web ; <http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

## 全国の効果事例(H29.9)のご紹介

### 【九州地整】

#### 筑後川河川事務所から日田市へのホットライン（筑後川上流）

- 自治体、大分県、熊本県、水資源機構、国からなる「筑後川上流圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」で検討された減災に関する取組方針に基づき、**タイムラインを活用**するとともに**筑後川河川事務所長から自治体首長へのホットラインを実施**。
- 「平成29年7月九州北部豪雨」において、記録的な豪雨により花月川において、急激な水位上昇が予想されたことから、筑後川河川事務所長と日田市長間においてホットラインにより情報を共有。**連携を密にすることにより、日田市が対象地域に対し、適切に避難勧告・指示を発令**。住民への避難の呼びかけを実施することができた。



## 四国の取組状況(H29.9)のご紹介

### 【美馬市】

#### 自主防災組織からの依頼により講習会を実施(吉野川上流)

8月18日(金)に美馬市の「拝東自主防災会」からの依頼により、拝東公会堂(美馬市脇町拝原)において、**堤防が決壊した場合の浸水の想定範囲や、浸水に備える行動について、講習会を実施し、約50名の地元住民の方々が参加されました。**

徳島河川国道事務所は講師として参加し、「**各地で起こる災害は他人ごとでなく、吉野川でもいつ起こるか分かりません。だから、いざという時に備えて、皆さん自身や家族の方々がどうするのかを考えてください!**」と、参加者に訴えました。



受講された方の話:『各地でゲリラ豪雨などの被害が起きていて人ごとではない。避難方法を考えておきたい。』(平成29年8月19日 徳島新聞より)

#### 浸水に備える行動などを紹介

**浸水深に応じた避難行動**

→30cmを超える浸水が発生する可能性がある場合は、床上階も浸水するおそれがあることから、早急の立ち退き避難が必要です。

浸水深が30cmを超えたら、避難所への避難を行って下さい。

**水害に備えた事前の心構え**

→被害を抑えるための自衛策

床の下の詰まりや隙で飛ばされる物の撤去等  
家財にあるものを取った、水の浸水の減少